

# 鯨類対策会議

## 次 第

日 時：令和6年2月19日（月） 16時00分～16時30分

場 所：大阪府庁大手前庁舎3階 特別会議室（大）

出席者：吉村 大阪府知事            森岡 副知事

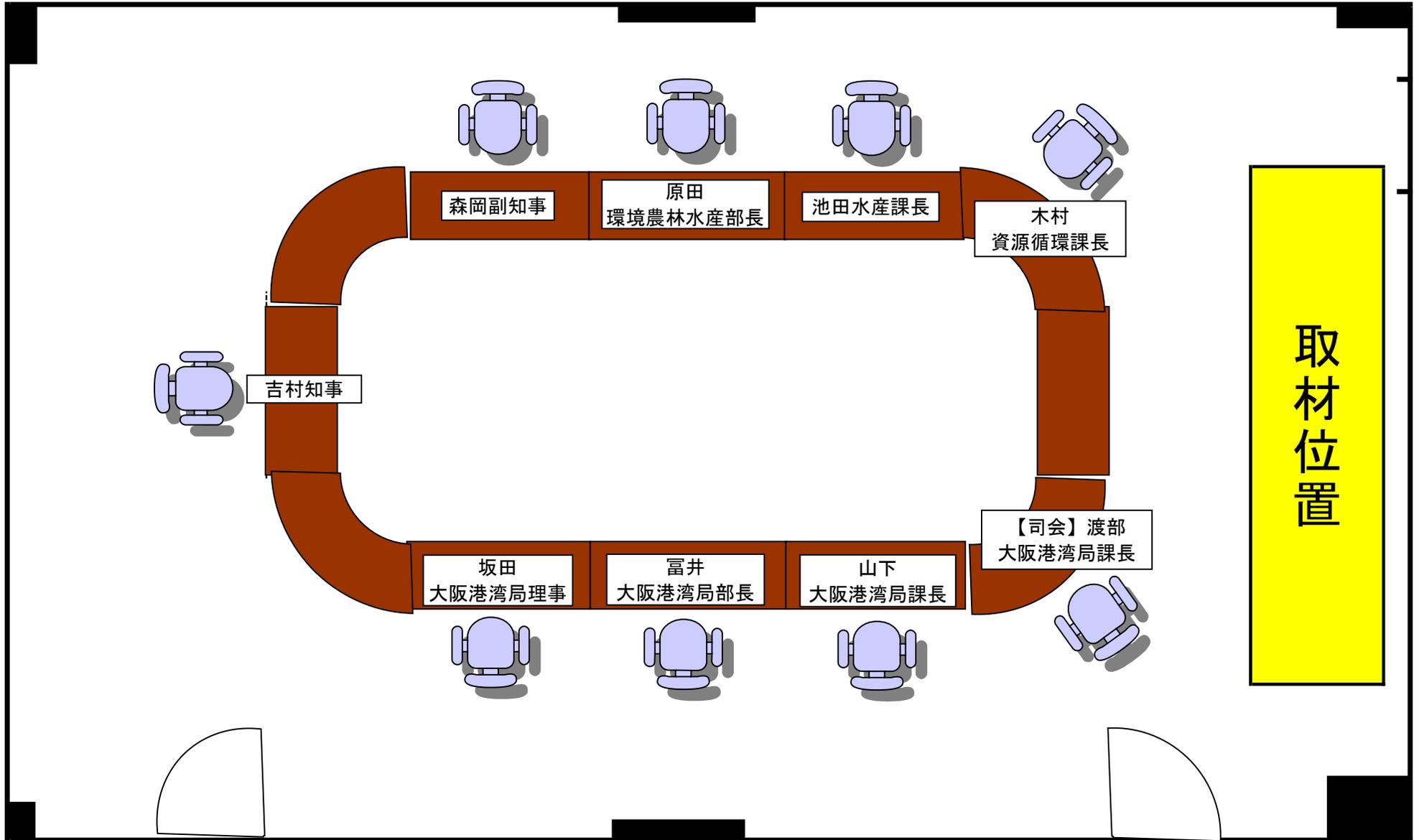
原田 環境農林水産部長、水産課、資源循環課

坂田 大阪港湾局理事、泉州港湾・海岸部長 他

1. 鯨類の回遊経過及び現状について：資料1
2. 座礁した鯨類の対処方法について：資料2、資料3
3. その他

# 鯨類対策会議

令和6年2月19日(月)  
於:特別会議室(大)



# 資料1

令和6年2月19日(月)  
環境農林水産部・大阪港湾局

令和6年1月12日 神戸港で発見



## ■ 座礁鯨体の対処方法の基本的な考え方

- 水産庁の鯨類座礁対処マニュアルに基づき、座礁のあった各施設管理者が、府民の生活環境の保全上支障が生じないよう、以下の3つの選択肢のうち、最も安全かつ迅速、効果的な方法により、対処する。

## ■ 座礁鯨体の対処方法の比較と評価

対処方法	メリット	デメリット	調整状況	評価
①埋設（一時埋設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場作業が短期間</li> <li>・骨格標本として活用出来る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設する場所の確保</li> <li>・地元等関係者協議に時間を要す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格抽出までの一時埋設地として確保（堺7-3区：府有地）</li> <li>・骨格は自然史博物館より提供依頼あり</li> <li>・漁業関係者、地元関係者への事前説明済み</li> </ul>	◎
②焼却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格標本として活用出来る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体する作業員の確保が困難</li> <li>・焼却施設の確保が困難</li> <li>・現場作業に時間を要す</li> <li>・費用が高む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体作業可能な業者が見つからず</li> <li>・焼却可能な施設が見つからず</li> <li>・漁業関係者、地元関係者への事前説明済み</li> </ul>	×
③他海域への移動・排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場作業が短期間</li> <li>・埋設場所・仮置き場の確保が不要であり、早期対応が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用が高む</li> <li>・骨格標本として活用できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上保安署、漁業関係者への事前説明済み</li> </ul>	○

評価

今回、死亡した鯨体（推定：マッコウクジラ 全長約13～14m,重量約25～30t）の対処方法については上記対処方法（3案）のメリット・デメリット、課題の調整状況等から判断すると、**本件の対処方法としては、「埋設（一時埋設）」により対応することが適切と考えられる。**

# クジラの一時埋設場所について

令和6年2月19日  
環境農林水産部

資料3

## ■ 堺第7-3区（府有地）

- ・ 堺市西区築港新町4丁
- ・ 昭和49年2月から埋立事業を開始し、平成16年3月に埋立終了した約280ヘクタールの産業廃棄物最終処分場。
- ・ このうち約200ヘクタールは、廃棄物処理場の法律上の廃止手続きが未了であり、一般の立入は制限されている。



一時埋設場所（土砂置き場）

